

入試年度	2025年度入試	研究科	商学研究科
課程	修士課程	コース	経済学コース
入試期	3期	入試方式	全入試区分
研究分野(演習科目名)	関係法(租税法)		
出題意図及び解答又は解答例 ※試験問題自体を公開しない場合はその理由			
出題問題	実質所得者課税の原則について説明しなさい。		
出題意図	<p>修士課程の授業を十分に理解し、なおかつ優れた修士論文を執筆するために必要とされる、租税法の基本的な概念、理論、フレームワークなどを身につけているかを確認します。また論文執筆に必要な文章力についても確認します。</p>		
解答又は解答例	<p>本問題は論述式の筆記試験問題であり、解答は一義的でないため、以下に、採点時の基準や観点等を示している。採点にあたっては、以下の点を総合的に評価する。</p> <p>実質所得者課税の原則の意義については次のような法律的帰属説及び経済的帰属説という2つの見解があり得るとされる。</p> <p>すなわち法律的帰属説は、課税物件の「私法上の帰属」につきその形式と実質が相違している場合は実質に即して帰属認定すべきとする規定とする見解であり、経済的帰属説は、課税物件の私法上の帰属と経済上の帰属が相違している場合は経済上の帰属に即して帰属認定すべきとする規定とする見解である。そして所得税法12条が「収益の享受」といった経済的な表現を用いている一方、「名義人」といった表現を用いていることからすれば文理上はいずれの解釈も可能であるが、納税者の立場からみた法的安定性の確保や税務行政執行上の困難性等の観点から、法律的帰属説が妥当であるとされている。</p> <p>租税法の課税対象となる種々の経済活動・経済現象は、第一次的には私法によって規律されており、租税法律主義の目的である法的安定性・予測可能性等を確保するためには、課税は原則として私法上の法律関係に即して行われるべきであると解するのが通説・裁判例である。この考え方との関係からすると法律的帰属説の方が整合的であると思われるが、経済的帰属説を完全に否定する学説は少なく、法律的帰属説の立場に立ちながらも、担税力や所得に対する管理支配力の欠如といった一定の合理的理由がある場合には、例外として経済的帰属説による判断の余地があるとする見解が有力である。</p> <p>また経済的帰属説においても、単に私法上の法律関係よりも経済的な実質判断を優先するというだけではなく、法的実質だけでは判断できない要素を補完するものとして経済的実質をとらえる立場であるといえる。この点について水野忠恒教授は「いずれの説が妥当であるかということは、所得の種類によって異なるのではないかと考えられる。たとえば、給与所得や利子所得のように、労働契約や預金契約という法律関係が明確に存在するものについては、法律上の帰属が明確であり、収益を享受した者を認定できれば、法律的帰属説で十分である・・・事業所得については、そもそも、法律上の帰属者を、明確に認定できないと思われる。そこで、このような事業所得については、経済活動の実態をみることにより、収益の帰属者を認定する必要があるので、経済的帰属説を採用するしかない」と述べておられる。</p> <p>このようにみると法律的帰属説と経済的帰属説は必ずしも二律背反的な存在ではなく、原則と例外という関係にあるとする理解が学説の一般的な傾向である。</p>		